

岩手県告示第963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成22年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
北良株式会社	北上市堤ケ丘一丁目9番32号	訪問看護ステーションほくりょう	北上市堤ケ丘一丁目9番32号	平成22年7月31日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
北良株式会社	北上市堤ケ丘一丁目9番32号	訪問看護ステーションほくりょう	北上市堤ケ丘一丁目9番32号	平成22年7月31日